

## 2 授業づくりの基本

### (1) 教材研究の進め方

#### 基本的な考え方

教材とは、一般的には、「教授及び学習の材料。教師及び児童生徒の間を媒介して教育活動を成立させるもの」あるいは、「授業や学習に用いる諸種の材料。教科書・副読本・標本などをいう。」とされている。

学校教育においては、主たる教材は教科用図書（以下「教科書」という。）（\*注1）である。授業では、教育課程の構成に応じて組織配列された教科書の使用が義務付けられている。このことは、教育の機会均等の確保や全国的な教育水準の確保、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保などを保障するためである（学教法第34条他、教科書の発行に関する臨時措置法第2条）（\*注2）。したがって、教材研究を行う際には、まず、主たる教材としての教科書を十分研究し、その内容を正しく理解するとともに、指導者の立場から教材としての価値や特性を明確に把握することが重要である。

\*注1 従来は、「児童生徒は、教科書に記述されている内容をすべて学習しなければならない」とする教科書観が重視されていたが、現在は、「個々の児童生徒の理解の程度に応じて指導を充実する」、「児童生徒が興味関心をもって読み進められる」、「児童生徒が家庭でも主体的に自学自習ができる」といった観点から教科書を活用しようとする考え方へと転換が図られている。（教科書の改善について（通知）平成23年3月30日付け 文部科学省）

\*注2 なお、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校及び特別支援学級においては、文部科学大臣の定めるところにより、学校教育法第34条に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる（学校教育法附則第9条）。

#### 教科書以外の教材

副読本や問題集など、主たる教材である教科書を補充し指導効果を高めるのに有益適切なものは、補助教材として使用することができる（学教法第34条他）。ただし、補助教材の使用に際しては、教育委員会へ届出又は承認の手続きが必要である（地教行法第33条）。

また、教科書や副読本などの紙媒体以外に、ICT機器を使用した映像や音源、観察・実験等で扱う実物資料や標本、実習・制作で使用する材料や用具、実技など、各教科の学習活動においては、様々な“もの”が用いられており、これらについても広い意味で教材と呼ばれている。

なお、指導者が自作するワークシートや資料などについては、本編P145 V-3-(5)「教材・教具の活用」に解説している。

## 教材研究の方法

教材研究は、例えば、次の三つの段階で進めることが効果的である。

### ① 教材の内容を正しく理解する。

教科書の内容や観察・実験・実習等の対象としている事象や資料について、指導者自身が正しく理解することが必要である。そのためには、教科書や関連する資料を読み込んだり、実験等を実際にやってみたりするなど、指導者自身が教材と実際に向き合って学ぶことが重要である。

### ② 教材の教育的価値を正しく把握する。

その教材によって児童生徒にどのような資質・能力を育成するのかという視点で教材を分析し、教材としての価値を明らかにする。そのためには、児童生徒の実態や課題、単元(題材)の目標と照らして、教材の価値やよさ、特徴などを具体的に説明できるようにする。

### ③ 教材の使い方・生かし方を決める。

実際の学習活動を想定して、教科書や教材をどのように使うのかを考える。教科書であれば、児童生徒が読む、傍線を引く、書き抜く、要点をまとめるなどが、“使い方”として考えられる。写真や統計資料であれば、授業のどの時点で提示するのか、どのような観点で調べさせるのかなども、教材の特徴を生かした使い方であるといえる。このような使い方や、生かし方まで具体的に明らかにして、初めて教材を授業に生かすことができる。

## 教材研究の留意点

教材研究は、指導者自身が教科書や資料を読んだり、実験や制作等に取り組んだりすることが最も効果的であるが、時間的な制約の中では、指導内容全てについて研究を深めることは難しい。教材研究に時間をかけるあまり、児童生徒と向き合う時間がもてなくなったり、過重な負担で健康を損ねたりすることのないように配慮することも必要である。

そのためには、学校に備えられている教科書に関連した資料を活用したり、同じ学年、同じ教科の教員が協力・分担して研究したりするなどの工夫をすることも考えられる。また、分からないところを率直に尋ねたり、助言を求めたりするなど、先輩教員から学ぶ姿勢も大切にしたい。

なお、京都府総合教育センターでは、ホームページにおいて教材研究を支援するツールや参考資料を多数公開している。これらを積極的に活用し、無理なく教材研究を進めるようにする。

## 2 授業づくりの基本

### (2) 1時間の授業の組立て方

#### 授業の構成

児童生徒の学習活動と教師の指導内容の双方が具体的にイメージできるように、流れに沿って1時間の授業を組み立てる。このとき、「本時の目標」（どのような資質・能力を育成するのか）と、「学習活動」（どのような学習活動を行うのか）と、「評価」（どのような学習状況であれば目標が達成できたとするのか）の三つが相互に関連し、そのつながりが明確になっているようにする。

1時間の授業は、一般的には、「導入」、「展開」、「まとめ」の三つの過程で組み立てる場合が多い。「学習課題をつかむ」、「調べる」、「考えをまとめる」など、学校独自の区切り方や文言を設定する場合もある。過程を設定する際には、児童生徒の立場から、授業全体を見通して実際の学習活動の流れを想定する。

#### 【導入】

##### 学習意欲の向上

学習指導要領では、「児童生徒が見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。」と明記されている。児童生徒が学ぶことに興味や関心をもつように、授業のはじめに児童生徒が本時の学習の目標と流れをはっきりと自覚的に捉えられるようにする。

##### 前時の振り返り

学習目標を捉えさせるためには、前時やこれまでの学習について振り返ることが必要である。本時に関連して、どのようなことをどのような方法で学習してきたかを確認し、それと関連させることで、本時の目標と学習活動を具体的に想起できるようにする。

##### 目標の確認

本時の目標を児童生徒向けの言葉で分かりやすく提示したものが、「めあて」、「ねらい」、「課題」等である。いずれも、指導者から提示して説明したり、前時の振り返りから児童生徒自身に考えさせたりするなど、自覚的に捉えられるように指導する。

##### 学習活動の見通し

本時にどのような学習活動を、どのような手順で行うのか児童生徒自身が見通しをもてるようにする。単元（題材）のはじめに立てた学習計画を確かめたり、これまでの経験をもとに児童生徒自身に方法や手順を考えさせたりするなど、児童生徒が自分から進んで動き出せるように学習指導を進める。

#### 【展開】

##### 学習形態の工夫

本時の目標を達成するための学習活動を展開する部分である。児童生徒が教師の説明を聞いたり、個人やグループで学習活動に取り組んだり、学級全体で互いの考えを交流したりするなど、いくつかの学習活動により構成される。

児童生徒が学習課題を捉え、学習活動の見通しをもって主体的に活動するためには、様々な学習形態の工夫が必要である。その形態で、何をどのような目的で行うのかを、児童生徒が具体的に理解できるようにするとともに、十分な活動時間を設定することや、児童生徒が教師に頼らず自分の力で活動できるよう手順や進め方を事前に十分指導しておくことなど、ていねいな手立てを講じておくことが大切である。

**個に応じた指導  
安全等への配慮** 個に応じた指導については、児童生徒の実態に即して具体的な手立てを準備し、ユニバーサルデザイン化を心掛けることが必要である。また、保健衛生、事故防止、安全管理、準備・片付け等についても、具体的に想定し、留意点を明確にしておく。

### 【まとめ】

**振り返る活動** 振り返る活動とは、本時の学習活動を振り返り、どのようなことを行い、どのようなことが分かったのか、あるいは、どのようなことができるようになったのか、児童生徒が自身の学びや変容を自覚的に捉えたり、互いに認め合ったりする学習活動である。

具体的な学習活動としては、本時の授業の振り返りをノートやワークシート等に記述した後、学級全体やグループで簡単に交流することなどが多く行われている。また、学習の成果について観点を明記した表やカードなどを工夫し、自己評価や相互評価を行わせることも考えられる。

**目標に照らした  
児童生徒の振り返りと教師のまとめ** 振り返りの観点が、本時の目標に照らして明確に示されていることが重要である。単なる感想や、学習内容の再確認に終わることなく、児童生徒自身が、何をどう学び、何ができるようになったのか、自身の学びや変容を自覚的に捉えられるように工夫し、教師が本時のまとめをすることとともに指導と評価につなげる。

**次時の予告** 単元（題材）全体の見通しをもち、主体的に学習に取り組めるようにするために、次時の学習内容等を予告したり、児童生徒に考えさせたりすることも重要である。このことにより、目標の確認→学習活動（課題解決）→振り返り→次の目標設定という学習のサイクルを身に付けさせることができる。

#### 《参考資料》

- 「生活習慣・学習習慣の改善を進める実践推進ガイドライン」（京都府教育委員会 平成22年3月）
- 「学習指導案ハンドブック」（京都府総合教育センター 令和3年3月）
- 「特別支援学級の授業づくりガイド」（京都府総合教育センター 平成28年3月）

## 2 授業づくりの基本

### (3) 指導に生かす評価

#### 基本的な考え方

単元や題材の学習指導に当たっては、どのような資質・能力をどのような学習活動を通じて育成するのか、単元（題材）の目標を明確に設定することが重要である。さらに単元（題材）の目標は、児童生徒がどのような学習状況であれば目標が達成できたと判断するのか、そのよりどころとなる評価規準を児童生徒の具体的な姿として設定することで、より具体的で現実的なものとなる。

なお、学習評価の評価規準については、国立教育政策研究所の『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（小学校・中学校）」等を参考にする。

1時間の授業における評価は、単元（題材）の目標・単元（題材）の評価規準を時間ごとの学習活動に即して細分化や焦点化して行う。毎時間の授業で児童生徒に学力を付けるには、どのような資質・能力をどのような学習活動を通じて育成するのか、また、児童生徒のどのような学習状況（姿）を目指すのかを明確にしておくことが特に重要である。毎時間の学習状況の評価を確実に行うことこそ、授業の骨組みを支え、授業を充実したものにするといえる。

評価した結果は、その授業の中で直ちに児童生徒に伝えて励ましたり、指導の手立てを講じる参考にしたり、その後の授業の進め方を修正したりすることにつながるができる。学習評価については、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことが重要である。

#### 本時の評価規準

本時の評価規準は、本時の目標と一体のものとして捉え、児童生徒の学習活動が容易に想定できるよう、評価の観点に即して、できる限り具体的に設定する。その際、授業のどの学習活動を捉えて評価するのか、焦点化を図ることが重要である。評価の対象となる学習活動は、授業の終末だけに限らず、途中のグループ活動や、ノートやワークシートへの記述、発言の内容など様々な場面が考えられる。本時で育成を目指す資質・能力が、どの学習活動にもっともはっきりと現れるのかを考えて設定することで、より確かな評価を行うことができる（本編P41 IV-2-(6)「学習評価②」参照）。

#### 評価の方法

授業では、評価規準に加えて、実際に評価資料をどのような方法で収集するのかを計画しておくことが重要である。評価の方法は、ノート、ワークシート、学習カードなど学習成果が客観的に残る資料を分析して評価する場合と、発言の内容、話合いの様子などを観察して評価する場合などがある。観察の場合は、児童生徒の学習状況が把握できるように、授業のどの場面で、

何をポイントとして観察するのかを明確にしておく。

また、児童生徒の学習状況を「十分満足できる」と判断される状況、「おおむね満足できる」状況（評価規準）、「努力を要する」状況の三つで想定しておく。

「十分満足できる」と判断される状況は、評価規準に照らして学習の実現状況の程度から、その高まりや深まりが見られると判断される状況を想定する。その際、「より深く」や「より詳しく」などの抽象的な表現は避けて、評価規準に何が加われば、質的な高まりや深まりが見られる状況なのかを具体的に想定する。例えば、『話すこと・聞くこと』において、相手に伝わるように行動したことや経験したことに基づいて、話す事柄の順序を考えている。」という評価規準に対して、「行動したことや経験したことに基づいて、聞き手に与える印象や効果も考えながら、話す事柄の順序を考えている。」などが考えられる。

「努力を要する」状況は、その時間の学習活動において評価規準を達成することが難しい児童生徒の姿を想定したものである。その上で、指導者がその時間内にどのような手立てを講じるのかを具体的に考えておくことが重要である。学習課題について、どのようなつまずきが予想されるかを具体的に想定し、それに応じた適切な手立てを準備しておくことで、的確な指導を行うことができる。そのためには、「ノートの見直しをさせる。」などのように抽象的な内容にとどまらず、「ノートを見直して前時に解いた問題を再度思い出させる。」など、児童生徒の実際の学習活動につながる手立てにすることが、指導と評価の一体化を図る上で重要である。

#### 《参考資料》

- 『『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（小学校・中学校）』（国立教育政策研究所 令和2年3月）
- 『『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（高等学校）』（国立教育政策研究所 令和3年8月）
- 「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」（専門教科）（国立教育政策研究所 平成25年3月）
- 「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」（高等学校）（国立教育政策研究所 平成24年11月）
- 「学習指導案ハンドブック」（京都府総合教育センター 令和3年3月）